

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について

- ・ 介護職員処遇改善加算 : 加算（Ⅰ） を算定
配分方法は、常勤換算により算定した金額を支給

- ・ 介護職員等特定処遇改善加算 : 加算（Ⅰ） を算定
「経験・技能のある介護職員」と、「その他の介護職員」に支給
配分方法は、下記を参照して下さい。

介護職員等特定処遇改善加算について

令和2(2020)年4月13日

1) 賃上げを行う職員は、「介護職員のさらなる処遇改善」との改定の目的に鑑み、次のA.B.とする。

ただし、派遣職員は除くものとする。

A. 「経験・技能のある介護職員」: 介護福祉士資格をもつ介護職員

B. 「その他の職員」: 介護福祉士資格をもたない介護職員

2) 加算額の算定方法について

行政の示すAの平均額: Bの平均額が2:1になるよう算定方法を以下のとおり改訂します。

①各人の経験・技能ポイントを次の式によって算出する。

ただし、勤続年数は介護士としての勤続年数に限る。1年以内の勤続月数は小数点以下2桁目を四捨五入すること。

(例) 3年7ヶ月 → 3.6、5年3ヶ月 → 5.3 など

A. の職員

(週あたり勤務日数; 常勤者は7とする) ÷ 7 x (1日あたり勤務時間; 時短勤務で無い常勤者は8とする) ÷ 8 x

[(プリエール以外での勤続年数) + 2 x (プリエールでの勤続年数) + 5 (介護福祉士資格ポイント)

+ 5 (社会福祉士資格または介護支援専門員資格の有る者のみ)]

B. の職員

(週あたり勤務日数; 常勤者は7とする) ÷ 7 x (1日あたり勤務時間; 時短勤務で無い常勤者は8とする) ÷ 8 x

[(プリエール以外での勤続年数) + 2 x (プリエールでの勤続年数) + 2 (初任者研修または実務者研修済みの者、

およびヘルパー資格の有る者のみ)]

②A. の職員への合計配付額、B. の職員への合計配付額を次の式によって算出する。

A. の職員への合計配付額：(行政からの配布額) $\times 2 \times$ (A. の職員数) \div [2 \times (A. の職員数) + (B. の職員数)]

B. の職員への合計配付額：(行政からの配布額) \times (B. の職員数) \div [2 \times (A. の職員数) + (B. の職員数)]

③各人の加算額を次の式によって算出する。

A. の職員：(A. の職員への合計配付額) \times 各人の経験・技能ポイント \div A. の職員の経験・技能ポイントの合計

B. の職員：(B. の職員への合計配付額) \times 各人の経験・技能ポイント \div B. の職員の経験・技能ポイントの合計

※実施月と兵庫県国保連合会からの振込みとにずれがありますので、加算額の振込みにもずれが生じます。

- ・入職時には入職月からの分が支給されますが、支給日は3ヶ月後の10日になります。
- ・退職時には退職月までの分が支給されますが、支給日は3ヶ月後の10日になります。
- ・入職月・退職月・休職月については、当該月の出勤日数が公休日を除く日数の2/3 以上の場合に支給対象となります。

(有給・特別休暇は、出勤日として計算します。)

支給対象とならない月は、各人の経験・技能ポイントを算出するうえでの勤続年数としてもカウントしません。